

# 電源三法で住民に電気料金の割引を実施

電源三法（電源開発促進税法・電源開発促進対策特別会計法・発電用施設周辺地域整備法）では、発電用施設等の立地を契機として、施設と共に生した地域振興が図られるよう各種の施策が講じられていますが、幌延町では平成16年度から「原子力立地給付金交付事業」を実施することとしましたので、お知らせします。

この交付金は幌延町が既に交付を受けている電源立地等初期対策交付金などと統合され、新たに「電源立地地域対策交付金」と名称が変わるとともに、ソフト事業・ハード事業

両方に使えるよう使い道の弾力化が図られました。

幌延町では、これらの交付度から「原子力立地給付金交付事業」を実施することとし

## 交付限度額

幌延町への交付限度額は、

電源立地等初期対策交付金相当分が施設運転開始年度（平成22年度予定）まで毎年8千

万円、電源立地特別交付金相当分が研究終了年度まで毎年

4千6百万円程度、また電源

立地促進対策交付金相当分と

して平成22年度までに3億8千万円程度、さらに平成23年

電源立地特別交付金が交付されることとなりました。これ

らの交付金は幌延町が既に交付を受けている電源立地等初期対策交付金などと統合され、新たに「電源立地地域対策交付金」と名称が変わるとともに、ソフト事業・ハード事業

度から研究終了年度まで、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当分として毎年1億円が交付される見込みです。

幌延町では、これらの交付金を公共用施設の整備や維持運営、産業の導入・振興、医療・福祉対策、教育文化の振興、地域活性化対策などに充てていく方針ですが、特に交付金の一部（1千3百万円程度）については、平成16年度から当分の間、一般家庭に対し

て給付金を給付し電気料金の実質的割引を行うこととしました。給付額は1世帯当たり年間8、100円で、対象世帯はその年の基準日（10月1日）に幌延町に居住している世帯となり、給付時期は10月末頃から12月にかけて一括して給付されます。

## 問合せ先

振興課地域振興係

内線227

